

議 事 日 程 (第 4 号)

平成30年12月 7 日 (金) 午前10時開議

- 日程第 1 議案第107号 湖西市高齢者福祉サービス施設条例を廃止する条例制定について
- 日程第 2 議案第108号 湖西市における旅館業を目的とする建築の規制に関する条例を廃止する条例制定について
- 日程第 3 議案第109号 湖西市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 4 議案第110号 湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 5 議案第111号 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 議案第112号 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議案第113号 平成30年度湖西市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 8 議案第114号 平成30年度湖西市公共下水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 9 議案第115号 平成30年度湖西市水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第10 議案第116号 平成30年度湖西市病院事業会計補正予算 (第 1 号)

- 本日の会議に付した事件……………議事日程に掲げた事件に同じ
- 出席及び欠席議員……………出席表のとおり
- 説明のため出席した者……………出席表のとおり
- 職務のため議場に出席した事務局職員……………出席表のとおり

午前10時00分 開議

○議長（二橋益良） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日は傍聴席へ報道機関が入っております。なお、撮影を許可した者には許可証を交付しておりますので御報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

○議長（二橋益良） 日程第1 議案第107号 湖西市高齢者福祉サービス施設条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

これより議案第107号の採決に入りますが、本件は地方自治法第244条の2第2項並びに湖西市議会の議決に付すべき公の施設の廃止または長期かつ独占的利用に関する条例第2条の規定により、特別多数議決の案件でありますので、議員定数の半分以上が出席し、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要といたします。また、この場合、議長も表決権を有しますので、ただいまの表決権を有する出席議員は17名であります。

それでは議案第107号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したが

って議案第107号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（二橋益良） 日程第2 議案第108号 湖西市における旅館業を目的とする建築の規制に関する条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第108号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第108号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（二橋益良） 日程第3 議案第109号 湖西市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第109号について採決いたします。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第109号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（二橋益良） 日程第4 議案第110号 湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論発言通告書が提出されております。初めに反対討論、2番 菅沼 淳君の発言を許します。2番 菅沼 淳君。

〔2番 菅沼 淳登壇〕

○2番（菅沼 淳） 2番 菅沼 淳でございます。

単刀直入に申し上げます。本議案は、公務員の本質に反し、また税金、事業計画、病院経営、納税者の平均所得等々、本市の情勢を顧みることのない情勢適用の原則に反する議案であると考え、反対するものであります。以上です。

○議長（二橋益良） ただいまの討論は反対討論でした。次に賛成討論、11番 荻野利明君の発言を許します。11番 荻野利明君。

〔11番 荻野利明登壇〕

○11番（荻野利明） 11番 荻野利明。議案第110号 湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、賛成討論を行います。

今回の給与の引き上げは、人事院の勧告を完全実

施するものであり、当然の措置であります。人事院の勧告は、労働者から労働基本権を奪った代償措置として設けられているものであり、勧告を完全実施するのは義務であります。

また、公務員の賃金は戦後労働者全体の牽引役を果たしてきました。先ほどのように高いほうを低いほうに合わせているのは、働く人の賃金はいつまでも上がっていきません。そうではなくて、低いほうを高いほうに合わせてこそ、今社会全体で考えるべきです。

今、政府でさえ賃上げを企業に迫っています。働く人たちの懐を温めてこそ、景気回復を実感することができますし、地域経済にとってもプラスになると考えます。

以上の理由で賛成討論といたします。

○議長（二橋益良） ただいまの討論は賛成討論でした。

発言中での私ごとは遠慮させていただきたいと思っております。

ほかに討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第110号について採決いたします。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手多数であります。したがって議案第110号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（二橋益良） 日程第5 議案第111号 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論発言通告書が提出されております。初めに反対討論、11番 荻野利明君の発言を許します。11番 荻野利明君。

〔11番 荻野利明登壇〕

○11番（荻野利明） 11番 荻野利明。議案第111号 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について、反対討論を行います。

市三役の期末手当を引き上げようとするのですが、人事院は市長を初め三役に対する一切の勧告を行っていません。大体、一般職員と三役を同等に置くこと自体、間違っています。今回の引き上げは人事院勧告に便乗したにほかなりません。以上の理由で反対といたします。

○議長（二橋益良） ただいまの討論は反対討論でした。次に賛成討論、10番 竹内祐子さんの発言を許します。10番 竹内祐子さん。

〔10番 竹内祐子登壇〕

○10番（竹内祐子） 10番 竹内祐子です。議案第111号 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について、賛成討論をいたします。

本案は、人事院勧告に基づき職員の俸給表水準を平均0.2%引き上げるとともに、勤勉手当を年間0.05月分引き上げるといふ議案第110号との関係を考慮し、市三役の期末手当を0.05月分引き上げる改正であることから、原案のとおり賛成するものです。以上です。

○議長（二橋益良） ただいまの討論は賛成討論でした。ほかに討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第111号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手多数であります。したが

って議案第111号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第6 議案第112号 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論発言通告書が提出されております。初めに反対討論、11番 荻野利明君の発言を許します。11番 荻野利明君。

〔11番 荻野利明登壇〕

○11番（荻野利明） 11番 荻野利明。議案第112号 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、反対討論を行います。

111号議案同様、人事院勧告に便乗したにすぎないものです。引き上げの理由は全くないと考えます。以上の理由で反対討論といたします。

○議長（二橋益良） ただいまの討論は反対討論でした。次に賛成討論、10番 竹内祐子さんの発言を許します。10番 竹内祐子さん。

〔10番 竹内祐子登壇〕

○10番（竹内祐子） 10番 竹内祐子です。議案第112号 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、賛成討論をいたします。

本案は、議案第110号や議案第111号との関係を考慮し、市議会議員の期末手当を0.05月分引き上げる改正であることから、原案のとおり賛成するものです。以上です。

○議長（二橋益良） ただいまの討論は賛成討論で

した。次に反対討論、16番 中村博行君の発言を許します。16番 中村博行君。

〔16番 中村博行登壇〕

○16番（中村博行） 16番 中村博行です。議案第112号 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場で討論を行います。

病院事業の体質の改革のおくれは、私の病院事業に対する判断が甘かったことにも原因があったと考えます。このおくれの責任を感じ、本条例の改正に反対します。

○議長（二橋益良） ただいまの討論は反対討論でした。ほかに討論のある方はございませんか。12番 豊田一仁君。

〔12番 豊田一仁登壇〕

○12番（豊田一仁） 12番 豊田一仁です。私は賛成の立場から自説を述べさせていただきたいと思えます。

ただいま二方のそれぞれの立場からの反対の表明がございました。なるほどなと思う部分もありましたし、ん、それは、と思う部分もございました。

なるほど、後段で指摘された病院の問題、大きな問題です。しかし、それを全て議員の責として考えるべきなのか、否か。これはまた別の判断があるのではないかなと思います。

執行責任者は現状、市長に権限がございませぬ。議会も決して黙ってきたわけではございませぬ。ここ10年間、問題点を指摘し続けてきております。甘かったと言われれば、そうかもしれませぬ。

しかし、議会人として、言論をもって意見を述べる。それはこの場で行われてきたと、行ってきたと、自負をもって発言させていただきたいと思えます。

さらに、立場をかえて、現行の市議会議員報酬、これに関しましては、個人的には低過ぎるんではないかなという見解を持ちます。さまざまな議論がなされて、この金額に設定されていることは承知しておりますし、また我々も議会基本条例において、この見直しに関する規定も持つてはおります。しかし、現状なかなか厳しい条件の中で、単に上げていくことは難しかりょうかなと判断しております。34万

5,000円の金額で、実際に子育ての責任を負うべき立場の方が、この場に出てこられるかどうか。そういったことを考えますと、根本的な見直しは必要だと感じております。

そこに至るまでの経過として、市の職員の皆さん、また常勤の特別職の皆さんと歩調を合わせて、少しずつでも条件を改定していく、これが必要なことではないかと。以上、持論を述べさせていただいて、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（二橋益良） ただいまの討論は賛成討論でした。ほかに討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第112号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手多数であります。したがって議案第112号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第7 議案第113号 平成30年度湖西市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに17番 神谷里枝さんの発言を許します。17番 神谷里枝さん。

〔17番 神谷里枝登壇〕

○17番（神谷里枝） 17番 神谷里枝。質疑通告書に従いまして質疑を行います。

まず最初に、2款1項14目秘書関係経費についてであります。

まず1点目といたしまして、調印式を行うに至った経緯と大会の事業内容をお伺いいたします。

○議長（二橋益良） 答弁をお願いいたします。市民経済部長。登壇してお願いします。

〔市民経済部長 長田尚史登壇〕

○市民経済部長（長田尚史） お答えいたします。

現在、夏に行われております「浜名湖スポーツフィッシングフェスタ」のイベントの主催者であるNPO法人のシーネット浜松を中心に、浜名湖のブラ

ンドの向上と地域振興に貢献することを目的に、「浜名湖キューバヘミングウェイカップ2020」の開催に向けて、以前から企画の準備を進めているところでございます。

このたび、キューバ移民120周年、またキューバ議員連盟の90周年の記念行事をキューバ共和国で開催するに当たりまして、大使館等との協議を経まして、公式行事の中でヘミングウェイカップの名称、またロゴ使用等に関する調印式を行うこととなったというふうに聞いております。

主催のほうはこの大会の実行委員会でございますが、相手方が公式にキューバ政府を代表したスポーツ省大臣または副大臣でありますことから、開催地の自治体でございます静岡県、浜松市、湖西市から調印式に参加をするものでございます。

また、もう一つの大会の事業内容については、これから実行委員会が立ち上がるため、まだ正式には決まっておりません。ただ浜名湖の沖の遠州灘でカジキマグロを釣るトローリング大会などのスポーツフィッシングのほか、キューバ文化の紹介・交流、また地元地域物産展、またボート、マリンスポーツ事業などの地域企業紹介等を予定しているというふうに聞いておるところでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん、よろしいですか。

○17番（神谷里枝） 以前から浜名湖スポーツフェスタというのをやっていて、その主催しているNPO団体が取り組んでいった内容と解釈しますけども、このヘミングウェイカップというのは、何か余りこの冠が海外に出たことがないというような事業と伺っております。そういった大きなものですね、本当にいつぐらいからそのヘミングウェイカップという冠をとってここでこの浜名湖を拠点にこの事業を行おうとしたんでしょうか。以前からという御答弁でしたけども、そこをもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 実際にはNPO法人のほうで実施の準備を進めているところでございますが、聞いてるところによりますと、2016年の秋ご

ろ、シーネットのほうで大会の10周年記念行事としてヘミングウェイカップの誘致を検討を開始したということで聞いておるところでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そうしますと、その時点では行政としてはまだかかわっていなかったということでもよろしいのか。それともう一点、このNPO法人の中に湖西市出身の方とかは含まれていらっしゃるのでしょうか。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） その時点ではまだ湖西市のほうにそういう話が伝わってきてはおりませんでした。

また、ちょっとシーネットさんのほうは湖西市の出身の方が今のところいるという情報はこちらのほう聞いておりませんが、その辺はちょっと不明なところでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） わかりました。

では、湖西市と新居町の観光協会がかかわっていますか、いせんか。私が調べたところでは、観光協会、浜松方面の観光協会は加わっていると思いましたが、湖西市の観光協会の対応はどのようになっていますか。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） これから実行委員会が立ち上がるということで、実際には明日8日の日ということで聞いておりますが、その中では湖西市の観光協会、新居のほうの観光協会も参加するというふうな情報は得ております。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） わかりました。

このヘミングウェイカップというのは、ネットで調べますと、4日間の大会期間で、参加費が100万円ぐらい要るとかというような情報提供もございすけども、2020年に開こうとしている大会の内容をいま一度、その辺についてはこれからまだ決めていくということなんでしょうか。実行委員会を立ち上げてからそういった1泊2日とか、3泊4日でやる

とか、そういう細かいことはまだこれからという解釈でよろしいんですか。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 先ほど申しましたスポーツフィッシングとかキューバの文化交流とか、地場産品のとかいう事業を進めていくという計画は聞いておりますが、実際の実施内容についてはこれから決めていくということで、具体的な内容がそろってくるかと思えます。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。

では2点目の質問に移らせていただきます。

今のところですね、今後の大会に向けての市のかかわり、また予算措置も含めどのようになると想定されているのかお伺いいたします。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） イベントを開催する予定の地元として、大会の開催を支援するという事は決まっております。また、実行委員会等への参加や後援等を想定しておるところでございます。

また具体的な内容は、先ほども申しましたように決まっておりませんので、予算措置等につきましてはその辺も含めましてこれから順次協議をしていくということになると存じます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） わかりました。実行委員会がこれから立ち上がっていくので、市のかかわり、予算措置も今後どのようになるのかという見きわめをしていくという、まずはとりあえず調印式にだけは参加しますよという、そういうことで解釈いたしました。あと、同僚議員等も質問を通告していますので、またそちらのほうで詳しく聞いていただければと思います。

では次の質問に移ります。

5款1項3目、旧勤労青少年ホーム維持管理費についてであります。今回補正が計上されましたけども、その積算内容をお伺いいたします。

○議長（二橋益良） 都市整備部長。

○都市整備部長（内山賀津高） お答えいたします。

仕上げ材にアスベストが含まれていた外壁と2階

廊下につきましては、特殊な剥離剤を用いて除去する工法で積算しておりまして、除去費用は約3,200万円、処分費が250万円、仮設費が300万円となっております。

また、調理室の床下と1階廊下の天井裏につきましては、成形板にアスベストが含まれていたことから、その形状を保持したままの状態での撤去する工法で積算しておりまして、撤去費用が100万円、処分費は約20万円となっております。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） これは当初、アスベストが含まれているかどうかわからなくて、解体工事を進めていく中で発見されたということで、今回こういった金額が計上されております。

まずその中で、今着手している工事業者に、このアスベストの除去もお願いするのでしょうか。

○議長（二橋益良） 都市整備部長。

○都市整備部長（内山賀津高） 工事工程、施工上などの問題から、分離して他の業者に発注することはなかなか難しいので、現契約の中で増額契約をしたいと考えております。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） アスベスト除去の専門業者でなくても大丈夫ということなんですか。

○議長（二橋益良） 都市整備部長。

○都市整備部長（内山賀津高） 施工そのものにつきましては、場合によっては専門の業者に外注するようなことも考えられるのですが、解体工事全体の施工手順等を考えますと、その部分だけ分離して発注することは、経費の増加ですとか、施工期間の長期化といった問題も発生するものですから、一括して契約をしたいと考えております。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） そうしますと、安全に除去作業、また周りへの飛散等も配慮して、確実に安全な作業が行われるという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（二橋益良） 都市整備部長。

○都市整備部長（内山賀津高） アスベストの除去につきましては、厚生労働省などからその作業についてさまざまな指針等が出されております。ですの

でそういったものに基づいて適切に処分されるよう監督していきたいと考えております。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） わかりました。ありがとうございます。

ちょっと最初に戻るんですけども、解体工事の見積もり等をとるときに、このアスベストが含まれている、含まれてないということにおいて、サンプリングとかそういうことはしっかり行われた上で、今回こういった後から見つかったというふうになるのでしょうか。そういったアスベストがもともと含まれていないということでサンプリングまではしなかったという、そこをいま一度お聞きしたいと思います。

○議長（二橋益良） 都市整備部長。

○都市整備部長（内山賀津高） 当初契約前の段階では、含まれている資材はなかったと、外壁にはなかったということでサンプリング調査はしてありませんでした。

今回、変更設計するに当たっては、そういった調査を追加しております。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 御答弁承りました。今の答弁を踏まえまして、2点目の質問に移らせていただきます。

工事着手後に発覚したとのことですが、再配置計画を進めるに当たって、今後、他の施設の対策について、どのように考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○議長（二橋益良） 企画部長。

○企画部長（佐原秀直） お答えいたします。

今後、建物の解体設計を行う場合、今議員おっしゃられましたようにサンプリングなど十分な調査を行いまして、法令に基づいた撤去方法による費用を設計に反映してまいりたいということで考えております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ぜひともそういった対応を、これから本当にいろいろな再配置計画を進めていくに当たっては、アスベストが含まれているという建

物もあろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そういった中で、今回こういった後からわかったということにおいては、少しその当時の改修工事を行うに当たって、図面等がうまく見つからなかったというような答弁があったかと思うんですけども、そういったある意味公文書的な管理についてはどのようにしっかりと行っていただけますか。

○議長（二橋益良） 都市整備部長。

○都市整備部長（内山賀津高） 図面等にその資材の詳細な仕様が記載されておれば、その時点でわかるものではありませんが、それ以外にも新しくこういった資材にはアスベストが含まれるといった情報が順次厚生労働省などから発表されております。ですので今後進めるに当たっては、そういった最新の情報の収集に努めながら、こういったことが起こらないように努力していきたいと考えております。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 改修工事を行ったときの図面等をしっかり残しておかないと、またこういったことが起きないとも限らないかなと思ひますので、まだ再配置、いろいろ進んでいるわけではありません。実際の工事が始まっているわけではありませんので、その辺の資料、しっかりと確認をとって今後進めていただきたいと思ひます。

では次の質問に移ります。

8款4項1目、都市計画総務関係経費であります。当初計上の補助金200万円に不足が見込まれるとのことですが、補助内容をお伺いいたします。

○議長（二橋益良） 都市整備部長。

○都市整備部長（内山賀津高） 新居関所周辺地区まちづくり事業補助金は、新居町景観計画の区域内において、景観に配慮した計画で建物の新築・改築などの工事に要する経費に対し、補助金の交付を行うものであります。

既に交付決定した申請は、建物の改修を行うもので、交付決定額は約77万8,000円です。今後、申請が予定されている案件がございまして、そちらにつきましては建物の新築や外構工事を行うものです。

交付決定見込み額が約270万円ということとなっております。

これら2件の申請に対する交付決定見込み額が、合計しますと約347万8,000円になりますことから、不足します147万8,000円について、増額補正をお願いするものであります。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 御答弁ありがとうございます。

そういった中でしばらくこの関所周辺景観づくりというのが出てこなかったものですから、関所周辺はどのくらいの範囲でしたか、ちょっとお聞きしたいと思います。どこからどこまでがこの条例に該当するよ。関所前を通っていても余りちょっとこのごろは見受けなくなっているものですから、ちょっと確認させてください。

○議長（二橋益良） 都市整備部長。

○都市整備部長（内山賀津高） 新居の関所の前を通って国道301号線ですけれども、その東西方向につきましては泉町交差点から栄町交差点までの約700メートル、東西方向約700メートル。あとはその国道301号線を挟んだ両側、南北方向にそれぞれ150メートル。東西700メートル、南北が大体300メートルのエリアとなっております。以上です。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 再確認することができました。

国道301号線を通っているだけではなかなか見当たらないところもあるわけですが、東西に700メートル、南北に300メートルということですので、奥行きもあるということで了解いたしました。ありがとうございます。

では、最後の質問に移ります。

10款1項3目、研究指定事業費についてであります。

1点目、平成28年度に県条例が制定され、平成29年度には県内の全小・中学校の約65%ぐらいの学校が対応されたようですが、湖西市がこの時期に行う理由をお伺いいたします。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えいたします。

県の条例制定を受けまして、静岡茶の効能につい

て啓発することや、愛飲の習慣形成を支援することの重要性は認識しておりましたが、一定期間の事業継続が県の補助金の支給要件となった場合には、補助金打ち切り後の予算確保が困難なこと、また過密な教育課程の中に新たな指導内容を組み込むためには、指導計画の見直しが必要であること等の理由によりまして、早計な実施は避けるべきと判断し、平成29年度の申請は見送ることいたしました。

その後、平成30年3月16日、県より平成30年度の静岡茶愛飲推進事業の継続決定通知を受けまして、その中で特別な支給要件、これは先ほど言いました継続の必要性、そういったものになりますが、そういったことは設けない旨を確認するとともに、既に実施しております家庭科の家族団らんの学習や、保健指導のインフルエンザの予防等において、指導計画を若干変更することで、指導が可能であるという見通しが立ちましたことから、本事業の申請に至った次第でございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） 状況はわかりました。慎重に成り行きを見守っていて、対応しやすい状況になったので、今回補正を組んで、やりますよということですね。わかりました。

では2点目といたしまして、本事業の実施方法と継続性をお伺いいたします。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えをいたします。

本事業につきましては、朝礼や学年集会等の保健指導や委員会活動を通して、お茶の効能について紹介するとともに、補助金を活用し、市内の児童生徒に20日分のスティック茶を配布いたします。これをインフルエンザの流行しやすい1月から2月に各校で定める期間、水筒に入れて学校に持参させ、休み時間等にその効能を意識させながら飲ませようという取り組みでございます。

また、これと並行して家庭科や総合的な学習の時間を利用して、市内のお茶販売店の出前講座を活用した、おいしいお茶の入れ方講座、これを実施する小学校が2校ございます。

なお、本事業につきましては10分の10の県の補助

金を得られることを前提として実施をしてみたいと考えております。また、平成30年度同様、県の予算確定後の募集となってまいりますので、平成31年度の当初予算のほうには現在は計上しない見込みでございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） ありがとうございます。研究指定事業といいながらも、スティックを先に生徒さんたちに配布しておいて、あとはおうちで水筒の中に入れてきて、うがいつか、そういったことに使ってくださいという事業内容かなと把握します。

そういったときに、これはある意味配布してそういうお茶の何かおいしい入れ方の教室をやるとかありますけども、そんなに成果は問われないと思っ

てよろしいですか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） 実施して、このお茶の効能、そういったことを生徒さんに少しでも意識づけをさせていただきたいというのが県の意向でございますので、特段、こういうふうになりましたという成果的な報告は求められてはおりませんが、やはり10分の10の補助金をいただけるということですので、少しでも活用して、児童生徒にそういったものを提供できればいいかと、そのように考えてます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん。

○17番（神谷里枝） わかりました。今の子たち、余りお茶を飲まなくなっていますので、県知事のお考えもわからないではありませんけど。わかりました。以上で私の質疑を終わります。

○議長（二橋益良） それでは、ちょっと途中ではございますけども、都市整備部長のほうから訂正のお願いがありましたので、とりあえずそのまま待機してください。都市整備部長。

○都市整備部長（内山賀津高） 先ほど御質問のありました補助事業のエリアの話についてですが、先ほど、国道301号線を挟んで南北に300メートルと回答させていただきましたが、150メートルの誤りでしたので、訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

○議長（二橋益良） 神谷里枝さん、よろしいですか。

○17番（神谷里枝） 南北に150メートルということで、あわせると300メートルというような御発言になったのかと思いますが、とにかく南北で150メートルですよということですね。そのあれだと新幹線も超えて向こうまで行ってしまうのかなと一瞬思いましたので、はい、承知しました。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 以上で、17番 神谷里枝さんの質疑を終わります。

続いて7番 渡辺 貢君の発言を許します。7番 渡辺 貢君。

〔7番 渡辺 貢登壇〕

○7番（渡辺 貢） 7番 渡辺 貢であります。引き続きまして一般会計補正予算についてお尋ねをいたします。

歳入のほうの14款2項10目でございます。教室エアコン整備の歳入予算合計額は1億6,200万円で、整備に必要な経費9億2,070万円の17.6%ということでございます。今回の国の補正予算は1年限りというふうに発表されておるといふふうに説明がございました。基準額の3分の1ということで、基準額そのものが予定よりも低いということになりますので、補助率は満足できるものではありませんけれども、補助残の起債充当率が100%だということで、本市の場合は残念ながら交付税措置は期待できませんけども、いずれにしても財源のない中でこうした事業を進めるには、頼らなければならないという財源だといふふうに思います。

全協の折にも心配がある旨のお言葉がありましたけれども、去る4日の新聞に、浜松市では教室エアコン整備を2020年の夏までに完成する目標であったが、全国の自治体が一斉に整備を進めるということから、機器や業者の確保が困難な状況となり、目標達成は大変難しいと、こういう記事が載っておりました。

全額を市が負担するよりも助かることは事実ですから、このチャンスをお互いに逃がさない手はないという、そういう御判断になるかと思います。ただ、

機器や業者の確保が困難というのも心配でございます。現時点における要望額の確保の見通し、及び交付決定に至るまでの事務的なスケジュールですね、申請、それから交付決定に至るまで、そういう予定を教えてくださいたいと思います。

○議長（二橋益良） 教育次長。登壇してお願いします。

〔教育次長 鈴木 徹登壇〕

○教育次長（鈴木 徹） お答えいたします。

今回限りとして国の補正予算によります「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」が創設されました。この臨時特例交付金は、普通教室を優先し、エアコン整備にかかる事業費の補助対象事業費に対して3分の1を補助するというものでございます。

本市では、これまで国への要望や県の調査等において、普通教室とあわせて特別教室へのエアコン設置の要望をしまいでました。今回、12月4日に国から県へ内定額が示されましたが、本市の内定額は特別教室分も含め、ほぼ要求どおりでございました。

今後の事務的スケジュールでございますが、業者選定委員会等を経て公告をした後、2月中に仮契約を済ませたいとそうように考えております。来年の1月上旬には交付決定のほうも示されるものと考えております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君、よろしいですか。

○7番（渡辺 貢） 今のお話を聞いて、安心をいたしました。国の予算が足りないとか、あるいは機器や業者の確保が難しいというような話になったら、どうするのかなというふうにお伺いする予定でありましたけれども、やめておきます。

それでは次の質疑をお願いしたいと思います。

歳出の6款1項3目でございますが、青年就農給付金58万円の予算が補正をされております。これまでもこういう形でありましたけれども、今回の場合の経営作物とか、就農計画、あるいはどの辺の地区で就農が行われるのか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） お答えいたします。

青年就農給付金に申し込まれた方は、大知波地区のほうで昨年からは養蜂の事業をしておるところです。

今年度からその養蜂に加えましてブルーベリーの栽培等を進めているということでございます。

養蜂につきましては、昨年15郡で始めまして、ことしては30郡ふやしまして、現時点で45郡となっております。計画では5年目までに70郡までふやしまして、約1,200キロの蜂蜜の生産を計画しておるといふふうに聞いております。

また、ブルーベリーのほうにつきましては、約1,760平米の農地に約200本の苗木を植えまして、3年後から収穫できるような計画で進めているといふふうに聞いております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君。

○7番（渡辺 貢） わかりました。養蜂は市内でも実施していた農家あるんですが、ブルーベリーと含めて新しい取り組みということで、大いに期待したいと思います。わかりました。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 時間が少し回っておりますので、休憩をここでとりたいと思いますけど、質問の途中で恐縮ですけど、よろしいですか。

それでは、ただいまから休憩をさせていただきます。再開は11時10分といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（二橋益良） それでは休憩を解いて会議を再開いたします。

ただいま7番 渡辺 貢君の質疑の途中でございますので、続きを行いたいと思います。それでは、渡辺 貢君。

○7番（渡辺 貢） それでは3つ目の質疑であります。歳出の8款2項3目、道路改良費9,480万円ですが、内容は増減が大きくありますので、大倉戸茶屋松線整備については、せんだっての一般質問でも馬場議員がお尋ねして、一部お答えがありましたけれども、まず工事請負費2億円の内容、これについて場所とか工事の概要について、御説明をお願いしたいと思います。

○議長（二橋益良） 都市整備部長。

○都市整備部長（内山賀津高） お答えいたします。

工事請負費2億円の内容についてでございますが、大倉戸茶屋松線整備事業につきましては、平成30年代半ばまでの完了を目指しておりますことから、効率的に事業を執行していく必要があるため、大倉戸インターチェンジ側と富士機工側の双方から工事を実施したいと考えております。

大倉戸インターチェンジ側では国道42号線から仮設進入路の築造や地盤改良工事など、反対の富士機工側からは工事用の仮設道路の築造や立木の伐採などを予定しております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君。

○7番（渡辺 貢） いよいよ工事に入るということで、私の地元として大変期待をしておりますので、頑張っておりたいと思います。

進捗状況の中で、この間の説明では、土地については一部契約も済んだしということでもありますけども、建物は、これ全部でなくて一部かなと思っておりますが、その辺のことも含めて進捗状況、若干この前に補足することがありましたら説明お願ひしたいと思います。

○議長（二橋益良） 都市整備部長。

○都市整備部長（内山賀津高） 先日の馬場議員へのお答えさせていただいたのが11月30日時点ということにして、最新の12月5日時点での用地、建物の取得状況について御報告させていただきます。

12月5日時点では、今年度契約を目指しています59名の土地所有者のうち41名の方と契約することができました。11月30日の時点から2名ふえております。一方、建物の契約についてですが、11名について交渉をしておりますが、12月5日時点で3名の方と契約を結ぶことができ、1名の方の内諾をいただいております。前回11月30日時点から契約は1名増加、あと内諾を1名の方からいただけたということで、1週間で若干そういった契約は進捗をしております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君。

○7番（渡辺 貢） わかりました。御苦労さまです。

それでは次の通告、8款4項1目は先ほどの質疑ありましたので、ここは割愛をさせていただきます。

最後に歳出の8款4項2目、鷺津駅谷上線の整備工事150万円については、取得済みの用地の隣地の土地利用計画への対応という説明がありましたけども、もう少しこの内容について補足をお願いしたいと思います。

○議長（二橋益良） 都市整備部長。

○都市整備部長（内山賀津高） お答えいたします。

平成30年度に取得した事業用地の隣接地において、平成31年春ごろから宅地として造成する予定であるということが判明したために、用地境界に道路施設として整備する予定の側溝など、沿道の土地利用のために必要な最小限の道路整備を前倒しをして行うものでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君。

○7番（渡辺 貢） 事前にやっておいたほうが仕事がしやすいと、そういう意味で事前にやるという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（二橋益良） 都市整備部長。

○都市整備部長（内山賀津高） 議員がおっしゃるとおり、沿道の土地利用も図りやすいし、市が行います道路事業のほうでも手戻りが生じないということでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君。

○7番（渡辺 貢） わかりました。以上で私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 以上で、7番 渡辺 貢君の質疑を終わります。

続いて5番 楠 浩幸君の発言を許します。5番 楠 浩幸君。

〔5番 楠 浩幸登壇〕

○5番（楠 浩幸） 5番 楠 浩幸でございます。私のほうからも一般会計補正予算についてお伺いをしたいと思います。

3点ほど通告しておりますので、2款1項14目、先ほど先輩議員からもありましたけれども、「浜名湖キューバヘミングウェイカップ2020」なんですけども、事業内容をというふうに通告しておったんですけど、先ほど先輩議員の答弁を聞いておりましたら、これからだというようなことで、この1つ目を取り下げたいと思います。

2つ目のところで、湖西市における事業規模ほどのくらいを見込んでいるのかということなんですけれども、ここもまだ不確定だとは思いますが、来年度の当初予算にこの予算が入ってくるのかどうなのか、そのあたりを少しお話いただければと思います。お願いします。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。登壇してお願いします。

〔市民経済部長 長田尚史登壇〕

○市民経済部長（長田尚史） お答えいたします。

やはり先ほど申しましたように、まだなかなか事業が決まっていないということで、確定していないということでちょっと未定な部分がありますが、湖西市における事業規模は、会場のほうが弁天島海浜公園、また浜名港、新居側の向島の浜名港の荷揚げ場、また海釣公園等も会場の中でしていくというふうな予定では聞いております。本当に事業全体の内容が決まってませんので、全体の事業規模についてはちょっとお答えできないのが状況でございます。

また、先ほど申しましたように、今後から実行委員会のほうが開催されてくということで、予算のほうにつきましては、今のところ計上しているものは、特にヘミングウェイカップで計上しているものがございますが、そちらのほうの事業内容を聞いて、これから検討して御相談していきたいというふうに考えております。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） また今週末、会議があるというようなことですので、また内容、逐次、逐次とまでは言いませんけども、お知らせいただければというふうに思います。

それでは3つ目の質問に。イベントの受け入れ体制はどのように行おうと考えているのかということなんですけれども、商工会さんだったり、観光協会さんだったり、もちろんNPOシーネットさんであるかと思うんですけれども、体制についてお伺いしたいと思います。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 受け入れの体制でございますが、実際のところまだなかなか検討が始ま

っていないということが実情でございますが、開催地である地元の市としまして、浜松市とともに、にぎわいの創出であるとか、今後の地域振興につながるように考えたいと思っております。

また、実行委員会のほうでも、先ほど申しましたように観光協会であるとか地元の関係団体も入るといふふうに聞き及んでおりますので、実際には海釣公園とかの名前が出ておりますので、どのように会場を活用するのかとか見きわめながら、関係団体とともに受け入れ姿勢を検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） そうしますと、湖西市側の窓口というのは、市民経済部のほうで窓口となるのでしょうか。どうでしょう。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 実行委員会として参画するのは同等の立場で観光協会とかもかかわってくると思っていますので、もちろん湖西市の市のほうの窓口としては市民経済部のほうになります。本当に対等の立場で民間の皆さんと一緒にいろんな受け入れ体制のほう考えたいというふうに考えてます。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 浜松市さんとの連携というようなことなものですから、民間の団体さんと直接やりとりというのは、なかなかハードルが高いのかなと思うんですけど、つまるところ、湖西市の取りまとめをして、浜松市さんと連携をしていくという考えでよろしいですか。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 湖西市のほうの対応は、やはりその皆さんと一緒に考えて、もちろん実行委員会の中、あるいは市町村の立場として浜松市のほうとはしっかり調整をしていきたいというふうに考えてます。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 言葉ちょっと気をつけなくてはいいんですけども、やはり大きな自治体、浜松市さんがね、と対等というんですか、に交渉事も当然出てくるかと思えますけども、しっかり湖西市と

して、市民経済部さんのほうでちゃんと湖西市側のほうを取りまとめてお話をいただきたい。これは質疑なので、意見を申し述べることはしませんけれども、そういうような考え方でよろしいかを伺いたいです。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 湖西市のほうの対応は市民経済部のほうでしっかり情報を把握したいと思います。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 安心しました。よろしくお願ひします。

それでは4つ目。4つ目はイベント、今回のイベントなんですけれども、継続性をどのように考えておられるのか。単発の事業なのか、それとも継続して行われるものなのか、伺いたいです。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 今回の「浜名湖キューバヘミングウェイカップ2020」は、東京オリンピックの年に合わせてPRするという事で初めて開催されるというイベントの位置づけではございますが、主催者の意向につきましても、その後についても継続して開催していきたいというふう聞いておりますので、浜名湖の名物イベントとして定着して、そういうPRできる機会になればなというふう考えております。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） ということは、浜名湖キューバヘミングウェイカップという冠は、継続して使用ができるということでしょうか。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 調印の中でもそういう状況で常用していくというふうな形で聞いております。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 安心をしました。また文化的な交流というところも期待をするところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1つ目はこれで終わりたいと思います。

続いて、歳出8款4項1目につきましては、おお

むね理解はできましたので、取り下げたいと思いません。よろしいですか。取り下げます。

最後の10款2項3目、10款3項3目、10款4項2目、3つ出していますけれども、教育施設の空調設備についてお伺いしたいと思います。

先ほど来も先輩議員のほうから質問がありましたけれども、全国で実施が予定をされております教育施設の空調設備工事におきまして、湖西市内の受託業者の見込み、厳しい状況だとは思いますが、教えていただきたいと思ひます。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えをいたします。

今回のエアコン整備でございますが、県内で31市町が交付金を活用してエアコンを導入すると聞いております。同時期にエアコン整備が集中することで、エアコンの機器や施工する人工が不足することが見込まれるため、本市においては設計・施工一括方式、これによりまして早期の着工によりまして工期の短縮を図って事業を推進するものでございます。

市内業者の方の活用につきましては、今後において入札方法など具体的な選定をしていく中で検討していく予定でございます。本事業につきましては、何よりも平成31年度中に事業完了させることが最重要課題ということになっておりますので、これらを十分に考慮する中で、市内業者の方の活用も含めて十分検討して事業のほうを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） ぜひぜひお願ひしたいところなんですけれども、やはり事業規模が大きい、一括でやられるということなので、特定の建設業者さんへの発注になろうかと思ひますけれども、湖西市内の事業者さんで受け入れそうなところがあるんですかね、これ。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） 本市の競争入札の参加資格者、今回の工事は電気工事ではなくて管工事という形になってくるものですから、参加資格者については市内で22社、準市内では4社というものが登録されておるわけですが、その中で特定の、5,000万

円以上の工事になりますと、特定の建設業の資格が必要となってくるということでございますので、そうすると本市の中では対象となってくるのは4社程度ということになってくると思います。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 管工事の業者さんに限られてくると大分狭まってくるかと思いますが、その辺を配慮いただきたいというふうに思っています。

また、一括ということは、設計も含めてのことなんですけれども、その市内の業者さんで設計を行って、施工も受け入れるということになると、市外もやむを得ないというようなことでしょうか。どうでしょう。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） 今後、入札に参加できる業者さんの範囲、全国規模にするのか、浜松・豊橋含める中でやるのかということは、今言いました参加資格を持つ業者さんの数とか、その辺も検討する中で、当然今後考えていく必要があるんですが、設計につきましては、現在うちのほうで考えてるのは、一応工事請負費のほうで予算のほうはとってまいりますので、JVなりそういった形で業者さんのほうも考えておるものですから、そういった、要は元請といえますか、そういったところで受けた方が、電気工事という特殊な設計になるものですから、そういった技術にたけた設計屋さんのほうに、またそこから新たに発注をするというような形で設計のほうは進めていくという形になると思います。以上でございます。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） わかりました。

それでは2つ目の質問に。ちょっと心配なことが、渡辺議員のほうからもあったんですけども、年度内で工事が完了できるかどうかというところがちょっと心配なんですけれども、浜松市さん、新聞報道なんかでは3分の1の45校で計画を出したということ。裏を返せば45校はもうフィックスできてるというふうに受けとめることができるかと思うんですけども、湖西市内で発注をしたときに、年度内でできるのかどうかというところをまずはお聞きしたいのと、

またできなかった場合、交付の予算ですとかあるかと思えますけども、どのようになるのか伺いたいと思います。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えいたします。

教育委員会としましては、やはり児童生徒の学習環境、そちらの改善を図るためには、できるだけ早期に整備のほうはしたいと考えております。

そういった中で今回の交付金につきましては平成31年度中に完了するということが条件となっておりまして、これは本市に限らず浜松市さんも含めて全国的に一番そこが頭を悩ますところというところでございます。

本市の場合は、先ほど言いましたように、そのため設計・施工一括方式という形で少しでも工期を短縮していきたいということで現在計画をしております。

議員おっしゃられるところの工事が終了できなかった場合はということなんですが、現在まだ国の臨時特例交付金の要綱、これ当初11月中には出るという話だったんですが、いまだにまだいろいろ問題があるのかわかりませんが、まだ示されていないため、その交付金が、もし工事が完了できなかった場合にどのような形になるかということについては、まだ示されておりません。ただ、通常の国の交付金ということで、あくまで想定ですが考えた場合は、事業の実績に対して一般的には交付金というのは交付されるので、年度中に完成した学校、施設の数ですとか、完了した、今回の交付金、面積換算されてますので、そういった面積に対して、部分的には当然完了したところで交付はしていただけるのかなと、通常の交付金であればというふうに考えております。

現時点ではできないということを想定すると非常につらくなるものですから、年度内にはできるということで今担当のほうも必死に情報収集しまして、いろんな業者さんともお話をする中で、年度内完了に向けて今必死に努力しておりますので、その辺は何とかいけるのではないかとということで本市においては考えております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 頑張っていただけということと、まだ国のほうから正確な指示がないという、指針がないということで理解をしました。

近隣の市町さんなんかにも聞いてみましても、必死にやられてるというような状況も伺ったり、湖西市さん、大丈夫ですかというような心配をいただいたりしておりますので、ぜひ頑張っていたきたいなというふうに思います。

それでは、以上で終わります。

○議長（二橋益良） 以上で、5番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

続きまして11番 荻野利明君の発言を許します。  
11番 荻野利明君。

〔11番 荻野利明登壇〕

○11番（荻野利明） 11番 荻野利明です。私も、幼・小・中へのエアコンについて質問をさせていただきます。

エアコン設置について、教育長、昨年の12月、1年前です。私がこの質問しました。そのときは老朽化した校舎の外壁脱落や雨漏り、ベランダの手すり修繕など、夏場に限らず生命を守る対策を優先する、こうってエアコンの設置を拒否されました。別に今の教育長だけに言ってるんじゃないですけども、わずか1年前、それまで拒否し続けてきました。今まで議会からも、私もやりましたけども、エアコンの設置について、提案をされてきたわけですけども、何でずっと断り続けて、今になって急にこういうことになったのか。私、議会だよりを見たんです、過去に。私、平成23年、25年、29年と3回やってるんですね。で、ことしの猛暑、これだってもう予想できたはずですよ、温暖化が進んでるわけですから。いつかは来るというのはわかってたと思うんですね。にもかかわらず、議会から言われても全く無視して、やってこなかった。それを何でころっと変えたのか。その辺、本当にさっき言ったように今の教育長だけの問題じゃないもので、歴代の教育長も市長もそうなんですけども、何でころっと変わったのか。その辺、丁寧に説明をしていただきたいというふうに思います。

○議長（二橋益良） 教育長。登壇してお願いします。

〔教育長 渡辺宜宏登壇〕

○教育長（渡辺宜宏） お答えをいたします。

エアコンについて、拒否をしてきたというふうな今発言がありましたけども、私自身、拒否をしていたというふうには思っていない。ただ、エアコンが設置されていない現状が、子供たちの快適な生活かと言われれば、快適とは言えないというふうに答弁をさせていただきました。

また、空調設備も必要だと思いますが、当面は熱中症対策を十分とりながら、子供の命を守り、安全で安心して勉学に励むことができる教育環境を整えることを最優先して、先ほど議員からも述べられましたけども、学校外壁の改修、ベランダの手すり等の修繕の事業を進めてまいりたいというふうに今まで答弁をさせていただきました。

しかしながら、特にことしの7月中旬以降の記録的な高温というのは、例年の状況をはるかに超え、全国でも熱中症事故が多発するなど、6月の時期に予想していた例年の状況とは変わり、もやは災害レベルの猛暑となりました。豊橋市の小学生が熱射病によりとうとう命を落とすという痛ましい事故も起こりました。また湖西市においても、夏休みの期間を除く、といいますから7月、9月、この間でですけども、6月から9月の間、特に気温30度を超えた日が、何と34日ありました。ちなみに平成29年度、これは答弁でもお答えしたわけですけども、9日でした。いかにことしの夏が暑かったのかというのわかります。

このような状況から、一度あることは二度三度と、さらなる猛暑が訪れる可能性があるということを考え、今後、想定外という状況にしないためにも、早急に児童生徒の健康を保護しなければならないため、あるいはさらに子供たちの命を守り、安全で安心して活動できるためにも、学習環境を改善しなければならないという思いから、エアコンを導入することが必要と判断したところであります。

教育委員会としましては、児童生徒の学習環境の改善を図るため、できるだけ早期に整備したいとい

う思いでございましたが、市の財政状況を考慮すると、二、三年かけ段階的に整備していくことも検討の一つと考えておりました。しかし今回、国の補正予算が成立し、学校等のエアコン設置に対する臨時特例交付金が創設されたことにより、本交付金を活用して、早期にエアコン整備を目指すことが最良であると判断し、事業を推進することといたしました。以上でございます。

○議長（二橋益良） 荻野利明君。

○11番（荻野利明） 納得はしませんけど、話の内容はわかりました。

先ほども言ったように、いつかは来るはずなんです、ことしの猛暑というのは。温暖化が進んでるわけですから。そういう中で議会からも指摘をしているわけですから、もっと早く、幾ら予算がないから、予算ないないって今回やるわけですからね。補助金がなかったにしても、やはり少しずつやってくれば、こんなことにはならなかったと思うんですね。

私も来年1年で全部できるか、恐らくできんだろうという予測はしてますけども、ぜひ本当に今子供を持つお母さん方というのはすごい期待してるんですね、このエアコンつけることに。絶対それを裏切ったりしないように、全力を尽くしてやってください。お願いします。

では2点目。エアコンについては、教室は当然ですけども、やはり体育館、全校生徒が集まる、あるいは災害時は避難所になる、こういったところにも私はつけるべきだと考えるわけですけども、すぐでなくても、いつごろならつけれますか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えをいたします。

教育施設として今回エアコンの導入につきましては、まず教室ということで整備を優先して進めているものでございます。体育館のエアコン設置、これにつきましては十分必要性のほうは理解しておりますが、学校施設の外壁、それから一般質問にもありました雨漏り、そういったものが山積みでございます。また学校の長寿命化も図っていく時期に来ております。そういったことから、どこからやってい

くのかということ踏まえて、また当然、財政状況のほうもございますことから、今後計画的な施設整備をしてみたいというふうに考えております。

議員御質問の、いつにはというのはなかなか今の状況で私のほうからお答えすることはできませんが、決してつけないとか無駄だというような考えでは教育委員会はございません。

あと参考でございますが、現時点、平成30年度のこれ調査でございますが、小・中学校の体育館のエアコンの設置率については、全国規模、国のほうで1.4%、静岡県ではまだ0.2%ということで設置がされております。高温時においては授業の内容を体育館での利用を中止するなど、運用の面で子供たちの安全を図っていくことは、現時点ではまだ可能であるかなというふうに考えておるものですから、そのところで今後も進めてみたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 荻野利明君。

○11番（荻野利明） ありがとうございます。

やはり災害のときにお年寄りやなんか体育館使う、そういったって夏場なんか、外は暑い、中も暑い。どうしたらいいんだってなりますよね。しかも大きい地震、いつ来るかもわからない。だからやはりさっきも言ったように、少しずつでもやっていく必要というのはあると思うんですね。大きな地震が来たですぐつくれとってできるわけではないわけですから、危機管理のほうもその辺はしっかり考えておいてください。お願いします。

わかりました。次、3点目。

エアコンの設置後、これまだちょっと早い話かもしれませんが、実際にあるんだそうですね。電気代を節約しろということで、校長先生がつけさせない。あるんだそうです。いや、校長だったか教育長だったかちょっと覚えありませんけど。そういうのがあるんだそうですね、実際に。その辺で今17度C以下、28度C以上になったときはエアコンをつけることを認めますか。ぜひこれ、幾ら電気代がかかるからといってとめてしまったら設置した意味がありませんのでね。どうでしょうか。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えいたします。

今後でございますけども、エアコン導入に合わせて、エアコンの運用指針、そういったものは整備する必要が有ると考えております。やはり統一的なものがないといけないかなというふうには考えております。

学習の快適な環境を提供する一方で、エアコンの使い方によっては児童生徒の健康面に配慮していかなければいけないと考えています。

文科省のほうでは望ましい温度の基準を17度C以上、28度C以下ということで示しておるものですから、そこを基本として、今後、校長会等でエアコンの運用指針について統一的なものを検討してまいりたいというふうには考えております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 荻野利明君。

○11番（荻野利明） わかりました。ぜひ子供たちに教育環境、できるだけ最善なものにできるように、そんな電気代けちったりせんようをお願いをしたいと思います。以上で終わります。

○議長（二橋益良） 以上で、11番 荻野利明君の質疑を終わります。

続きまして6番 佐原佳美さんの発言を許します。  
6番 佐原佳美さん。

〔6番 佐原佳美登壇〕

○6番（佐原佳美） 6番 佐原佳美でございます。議案第113号 一般会計補正予算の質疑を行います。

最初に歳入の20款6項2目、道の駅管理運営事業費の補正79万8,000円についてお伺いいたします。

電気使用料の増額理由をお尋ねいたします。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。登壇してお願いします。

〔市民経済部長 長田尚史登壇〕

○市民経済部長（長田尚史） お答えいたします。

道の駅潮見坂のほうを運営する事業者等から、営業の活動の中で使用した分の電気料金を使用料としていただいております。

増額の理由としては、昨年来から電気料金の値上がり等が続いていること、燃料費の関係かと思っておりますが、また酷暑が理由かと思っておりますが、電気の使用

が例年に比べて増加していること等により、歳出のほうの補正をさせていただきましたが、電気料が増加しております。また、このことにより御負担いただくものが当初予算額よりも多く収入されることが認められるという判断をいたしましたので、補正をするということでございます。

先ほども言いましたが、関連して今回、歳出のほうで道の駅の光熱水費が不足するということが見込まれますので、補正を提出させていただいておりますが、こちらのほうに充当させていただくものになります。以上です。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん、よろしいですか。

○6番（佐原佳美） ありがとうございます。

それぞれの店舗への負担ということですけど、その店舗ごとにメーターがあって、冷蔵庫の電気料とかというのはあるのでしょうか。それでエアコン等であれば、均等割をしていくということですか。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 電気料のほうは出店する事業者、実際には管理の運営のほうは1事業者でございますが、そちらのほうで部分ごとに個メーターがついておりますので、それに付随して料金の御負担をいただいているという状況でございます。以上です。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） ありがとうございます。

では2点目の、出店事業者の数はどのくらいなのでしょう。出店業者がふえたからかなとかという思いもあつたりしたものですから、よろしく申し上げます。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

○市民経済部長（長田尚史） 実際に使用料で収入を見込んでいる事業者は2つの業者さん、そちらのほうは全体で道の駅の販売等、運営を管理していただく事業者と、あとは電気自動車の充電の事業者の2事業者になります。

実際に販売、農産物の販売店等とか出ていただく事業者は、特に増減があるというふうには聞いておりませんが、平成30年度では農産物等の出荷部会とい

うことで112の事業者が参加しているというふうに聞いております。以上です。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） ありがとうございます。

では、次の歳出の3款3項1目、生活保護費の中の生活困窮者自立相談支援事業費、生活困窮者就労準備支援事業費の返還金が発生した理由をお尋ねいたします。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） お答えをいたします。

まず、生活困窮者自立相談支援事業費の国庫負担金ですが、これは社会福祉協議会への委託により実施しております生活困窮者自立支援事業にかかる経費に対する国庫負担金でございます。この社会福祉協議会への委託料が、平成29年度の事業の精算に伴いまして時間外勤務の減による人件費の減少など、当初予算より減額となったことから、国庫負担金が超過交付となったものでございます。

次に、生活困窮者就労準備支援事業費の国庫補助金でございますが、こちらは生活困窮者の就労支援のため、合宿型の就労訓練を委託する経費に対する国庫補助金でございます。当初予算では3人の参加を見込んでおりましたが、結果として1名が実施機関との事前面接まで行ったのみとなりまして、経費が減額となったために、国庫補助金が超過交付となり返還金が発生したものでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） ありがとうございます。生活困窮者自立相談事業というのが時間外勤務が予想より減ったということで、周知とか市民へのそういう啓発活動等で相談者が予想より減っていたのかなとか、要は市民への支援事業の意義を果たせたのかなという。残業はしないでなるべく勤務内で仕事ができることは望ましいとは思っておりますけれども、ちょっとその辺が気になるところです。いかがでしょう。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本 渉） 相談件数につきましては、新規の相談受け付け件数ですが、平成28年度は39件に対しまして、平成29年度は57件ということ

で増加をしております。逆に、支援プランの作成件数は19件から11件と減っておりますけれども、いずれも年度により増減ございますので、大きく事業実績が件数が減ったというものではございませんし、極端にふえてるということでもないかと思えます。

ただ、この事業は平成27年度から実施しております。同じ委託先をお願いしておりますことから、委託先でも効率的な事業運営に努めていただいた結果、人件費の削減につながっているものと考えております。以上です。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） わかりました。なかなか本当にこの支援事業で自立していただく過程というのは厳しいものがある。この合宿も見込みより結果的にはゼロだったので、返還金が発生したということなので、大変な事業だと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では次の4款1項3目、墓園管理運営費の還付金89万円の補正についてです。

当初予算150万円と合わせると、年度内の返還を何区画と予想しているのでしょうか。平成29年度決算のときも予想外に多いというお話は何ってはいのですが。お願ひします。

○議長（二橋益良） 環境部長。

○環境部長（相澤義之） お答えいたします。

まず当初予算では、返還が10区画と予想しまして予算を計上いたしております。11月末までの返還の状況でございますが、最初につくった1号区が8区画、2号区が5区画の合計13区画が返還されております。また、今後の返還区画数を6区画と見込んでおまして、本年度中の返還が19区画と予想をしているところです。以上です。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） わかりました。予想外に不要となった方が多いということで、また、もうどうせないと思って申し込んでないよという市民の方も最近出会いましたので、またPRを、広報も載せていただいたということですけど、また利用してもらえような広報をぜひともお願ひします。

では次の8款2項3目、道路改良費について。先

ほど他の議員からの質問でお伺いしましたが、ちょっと聞き漏らしたところをお聞きします。

工事請負費2億円の内訳はという質疑でございますが、その内容として平成30年代の半ばまでには工事完了したいので、大倉戸のほう側からと富士機工側からと工事は進めているんだよという説明で、ちょっと大倉戸側からがどういう内容かをちょっと聞き漏らしたのを、済みません、お聞かせください。

○議長（二橋益良） 都市整備部長。

○都市整備部長（内山賀津高） お答えいたします。

大倉戸インターチェンジ側からは、国道42号線からの仮設の進入路の築造ですとか地盤改良工事を予定しております。以上です。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） ありがとうございます。

富士機工側からするとすごく高低差があって、下がるわけですけれども、大倉戸インターには高架でつながずに、全部地面を行くということなりましたかね。説明を発表していただいてあったかもしれませんが、聞き漏らしてますので教えてください。ただ私が心配しますのは、津波対策というか、地面で下って、また道に上がるというところで、災害を想定しての工法は高くなるのかもしれませんが、どういう予定でいらっしゃるのか教えてください。

○議長（二橋益良） 都市整備部長。

○都市整備部長（内山賀津高） お答えいたします。

大倉戸インターチェンジから富士機工がある土地まではかなり30メートルぐらいの高低差がございます。ですので、大倉戸インターチェンジから盛り土構造で徐々に道路の高さを上げていきます。でもやはりそれではなかなかその30メートルの高低差、埋め切れないものですから、一部山を切り開いて、上部の宅盤までの高さにつながるような計画となっております。以上です。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） わかりました。大変な整備ですけれども、よろしく願いいたします。以上で質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（二橋益良） 以上で、6番 佐原佳美さん

の質疑を終わります。

ここで、お昼の休憩とさせていただきます。暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（二橋益良） それでは休憩を解いて、午前に引き続き会議を再開いたします。

8番 吉田建二君の発言を許します。8番 吉田建二君。

〔8番 吉田建二登壇〕

○8番（吉田建二） 8番 吉田建二です。通告に従って質疑をさせていただきます。

旧青少年ホームの解体工事費でございますが、アスベスト含有材の処分に要する経費について、工事の内容の概要説明をお願いいたします。なお、先ほどの同僚議員の質問の中で、補正額3,860万円のうち3,200万円が処分費ということですが、その処分費の内容はどんなぐあいなのか。いわゆる処分量が何立米ぐらいあって、そしてどんなぐあいに処分の内容は処分されるのか。2のほうの質問にもありますけれども、アスベストの含有材の処分はどのような方法でもって行っていくのか。ここら辺を含めて説明をお願いいたします。

○議長（二橋益良） 都市整備部長。登壇してお願いします。

〔都市整備部長 内山賀津高登壇〕

○都市整備部長（内山賀津高） お答えいたします。

アスベストの処分につきましては、撤去したアスベスト含有材のうち、仕上げ材につきましては岐阜県多治見市内にある管理型最終処分場に、成形板につきましては浜松市内にある管理型または安定型の最終処分場へ運搬し、埋め立て処分するものであります。

それとアスベストにかかる処分費用でございますが、廃棄物処分場への処理費というのは、仕上げ材につきましては250万円、成形板につきましては約20万円となっております。

外壁等の仕上げ材につきましては、外壁の面積といたしまして997平米、2階廊下が141平米となりま

す。以上です。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） 今、仕上げ材と成形板等について説明をいただいたわけですが、いわゆる処分料3,200万円は、本当に経費がかかるんだという、その驚きを感じるわけでございます。したがって、どういふ処分の方法するのかなということでお尋ねしたわけですが、いわゆるその1立米当たり幾幾らというお金がかかるので何立米あって、これだけの処分料がかかるんですよということで行くと、そういうことで自分のところでは処分できないから、そういう専門の業者のほうに持っていくんだとか、あるいはこちらのほうで分別するのにどれだけの仕分けがあってこんなんであって、そこら辺の概要が3,200万円の大ざっぱなのがわかると、なるほどなとわかるわけですが、もう少しそこら辺をわかりやすくというですか、概要で結構ですので、説明いただけたらと思います。お願いいたします。

○議長（二橋益良） 都市整備部長。

○都市整備部長（内山賀津高） 3,200万円につきましては、剥離剤を用いて現場から除去する費用でございます。そこで除去して出た廃棄物を先ほど御説明させていただいた岐阜県の処理場に運搬して、その処理場で受け入れていただく金額が250万円となっております。先ほどの答弁の中で若干漏れてしまった部分であります。岐阜県に持ち込む処分量、ボリュームにつきましては、23立米となっております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） 23立米で先方のほうにお払いする金額が250万円ということよろしいですか。そこだけちょっと確認させてください。

○議長（二橋益良） 都市整備部長。

○都市整備部長（内山賀津高） 議員のおっしゃるとおりでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） それでは次の小・中学校の空調設備のほうの教育費のほうをお願いいたします。

小・中学校と幼稚園の空調設備工事、今回一挙に整備をしようということで、臨時特例交付金の手だ

てが国から成立されることからということで、これについては理解をいたしました。

3年から4年ぐらいの数年次に分けて計画的に実施するという点についても検討されなかったのかどうか。そこら辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えいたします。

当初、エアコンの導入につきましては通常の学校施設環境改善交付金、これは通常、学校の耐震化とかそういったものに用いるものでございますが、その中のエアコンのメニューを活用して、これは補助率が7分の2になるわけですが、この補助金を活用して2年から3年かけて段階的に、体力の弱い幼稚園のほうからということで、二、三年かけて段階的に整備をしていこうということは検討しております。

しかしながら、10月にエアコン整備に特化した臨時特例交付金の案が示されました。この臨時特例交付金は今回限りでありまして、補助率は3分の1、またその他の財源として市債を100%充当できること。また平成32年度以降にエアコンを整備する場合には、先ほどの学校施設環境改善交付金の中のエアコンの補助のほうが非常に難しくなるということが示されましたことから、本市としましては本臨時特例交付金を最大限に活用して財源の確保に努めるとともに、早期にエアコンの整備を目指すことが最良であると判断しまして、事業を推進することといたしました。

エアコン整備に当たりまして、この臨時特例交付金の活用につきましては、県内でも31市町ということで、活用するという点で、他市町の状況も同様であるというふうに認識をしております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） 経過、よくわかりました。

参考に、関連してお聞きします。学校改善設備のほうの従前の予定で行った場合には、起債の充当率は何%だったのでしょうか。それについてお尋ねします。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えいたします。

通常、75%という形でございました。以上でございます。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） よく了解いたしました。通常の場合ですと75%ですが、今回の場合には市債100%の適用になるということで、よくわかります。

では次の質問、お願いいたします。

中央図書館の外壁を今回改修しようと、こういうことでございますが、その改修工事の内容についての概要の説明をお願いいたします。

○議長（二橋益良） 教育次長。

○教育次長（鈴木 徹） お答えをいたします。

本工事の工事箇所は大きく3カ所ございます。まず1点目でございますが、外壁の修繕でございます。修繕内容といたしましては、タイルの浮きが激しい正面玄関の外壁、その正面玄関あと右側の外壁、そこにつきましては既存のタイル撤去処分の上、新設のタイルを張る工事を行います。また、部分的にタイルが浮いている箇所につきましては、エポキシ樹脂を充填しまして、アンカーピンで固定をします。また、ひび割れの箇所につきましてはエポキシ樹脂を充填して固定をするというような工事を実施いたします。

2点目につきましては屋根の修繕でございます。図書館の屋根は紫外線や排気ガス等で塗装面が相当傷んでおまして、高圧洗浄後にアルミ面の下地を調整した後に耐候性の塗料において塗装を行う予定でございます。

3点目、これは中庭の擁壁の修繕でございます。消防署と図書館に川があるわけですが、その川沿いに擁壁がございまして、地盤沈下の影響がございまして、その古見川方面に大きく、現在その擁壁が傾いております。その一部分を残して軽量のフェンスのほうに取りかえ修繕をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） 修繕の内容、わかりました。3種類あるということで了解いたします。

次に、予算書の第2条第2表になりますけど、債務負担行為についてお尋ねをいたします。

浜名湖西岸土地区画整理事業にかかる河川つけかえ事業の概要説明、及び事業の財源予定はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（二橋益良） 都市整備部長。

○都市整備部長（内山賀津高） お答えいたします。

本事業は、浜名湖西岸土地区画整理事業において、将来、工場用地や道路敷として利用を予定している場所を流れる準用河川古見川及び光頭川を移設するもので、移設対象となる区間は延長約1,200メートルで、そのうち工事工程上、早期に対応が必要な延長700メートルについて、工事を実施するものであります。

財源につきましては、平成31年度予算編成で決めていくことではありますが、一般財源のほか、地方債の充当を想定しております。以上です。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） 5億5,000万円を債務負担行為で平成30年度と31年度で負担していこうと、こういうような計画でございます。

大ざっぱに、このうち平成30年度は何億円ぐらい、そして平成31年度は何億円ぐらいの事業を見込んでるんですよ、そしてその財源のおおよその枠は何割とか、あるいは幾幾らが国庫、そしてあとは地方債とか一般財源でやっていくんだとか、そこら辺の概要というのがある程度わかるでしょうか。まだこれから全くのそこら辺は未知数といっておかしいですけども、年次割の配分はまだ浮かんでないでしょうか。そこら辺についてお尋ねいたします。

○議長（二橋益良） 都市整備部長。

○都市整備部長（内山賀津高） 債務負担行為につきまして、平成30年度の支払い額はゼロ円ということで、今年度工事を発注したものについての支払い、予算措置は全て平成31年度当初予算で行うことを予定しております。その予算につきましては、市の単独費を予定しております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） 予算の支払いは平成31年度にということはお解いたします。そして支払いが全部、

市の財源ということになると、いわゆる特定財源、国の補助金だとか、あるいは県の補助金、あるいは地方債を充てるということは今のところ予定なくして、全部一般財源と、こういうことでございますか。その点確認させてください。

○議長（二橋益良） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） 総務部長のほうからお答えさせていただきます。

今、都市整備部長が申しましたように、最終確定予算は平成31年度になりますが、現時点で国、県の補助金はないという形で今見ております。あとは地方債、起債になりますが、これは90%を見込めるものですから、5億5,000万円の1割の5,500万円ですか、これを一般財源、残りの4億9,500万円を地方債という形で今は考えております。以上です。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） 起債は今何割とおっしゃった、9割ですか。はい、わかりました。そして、あとは一般財源ということで、いわゆる市単独の事業で河川のつけかえ、いわゆる古見川と光頭川をつけかえたいこうと、こういうことで承りました。

次に②をお願いいたします。

つけかえ事業に合わせて、いわゆる古見川のつけかえ事業をやるということについて、いわゆる浜名湖西岸土地地区画整理事業によって開発された区域の水が、短時間に出てくることになってまいります。したがって、当然に調整池が整備されて、流出量と流出時間の調整はされることとなりますけれども、将来的には周辺の開発がさらに加速化されるということも予測されます。そうすると、下流部の河川のいわゆる拡幅だとか、あるいは改修などが予想されることから、いわゆるこの大倉戸茶屋松線の道路が整備されていくので、その道路の一部を利用したり、道路の隣接と並行して河川整備をして、いわゆる新幹線から南側は、南側のほうに持っていく。いわゆる太平洋側にそそぐというようなことは検討されたのかどうか。そこら辺についてお尋ねをいたします。

○議長（二橋益良） 都市整備部長。

○都市整備部長（内山賀津高） 今回の事業につきましては、浜名湖西岸土地地区画整理事業区域内の土

地を最大限に利用するため、河川を移設するものであるので、流出先の変更については検討はしておりません。

議員の御提案のような流域を改変するという点につきましては、治水上のメリット、あと利水上のメリット・デメリット等考えますと、なかなか難しい手法ではないかと感じております。以上です。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） 検討をされていかれるという、難しさがあるということは十分承知してはいますが、どんなぐあいだったかなということでお尋ねしたぐあいでございます。

では最後の地方債についての質疑をお願いいたします。

地方債の中で、小・中学校のエアコン整備に関して3件ほどの起債事業がございますが、この起債事業の借入先の予定先と利率とか償還年数は大体どんな程度を予定されているのか。

あわせて2番目のほうの償還額の総額と利息の総額はどのくらいを見込んでいるのか。現時点での把握されてる数値を教えてくださいと思います。

○議長（二橋益良） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） お答えをさせていただきます。

地方債の借入先につきましては、国が定める地方債計画に基づきまして、国と県が協議をして最終的には決定をされます。今回の空調施設整備にかかる地方債の借入先は、想定されるものが公的資金または銀行などの民間資金、このどちらかという、これから申請をした中で割り振りが決められます。ということで、現時点ではどちらになるかはまだ決定はしておりません。

次に利率ですが、利率は実際に借入れをするときに貸付金利が適用されます。そのときにどのくらいになるかはわからないんですが、参考といたしまして、今の公的資金、国から借りた場合、この貸付金利は年利0.2%となっております。民間資金、銀行等の民間資金につきましては、ここ数カ月は借りておりません。3月のときに借りたのが一番最後となっておりますが、そのときに年利0.59%という形

になっておりますので、おおむね大きな変化はないのかなと思われま

す。また、償還年数ですが、減価償却、備品ですので減価償却資産として空調設備の耐用年数が13年となっているため、償還年数は13年以内を予定しております。

次に、借りた場合の総額等なんですが、今申しましたように公的資金で借りた場合には今申した0.2%として、償還額が総額6億6,283万円となりまして、そのうち利息が1,063万円となります。公的資金でない場合、民間資金で借り入れとなった場合には、先ほど申した年利0.59%とさせていただきます。総額が6億8,328万円で、そのうち3,108万円が利息となります。以上です。

○議長（二橋益良） 吉田建二君。

○8番（吉田建二） 了解をいたしました。公的資金、それから民間資金、ともに今は利率は安いということが確認できましたので、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 以上で、8番 吉田建二君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。12番 豊田一仁君。

〔12番 豊田一仁登壇〕

○12番（豊田一仁） 12番 豊田です。通告しておりませんでしたが、一部、気になる部分がありましたので、追加で質疑をさせていただきます。

対象は2款1項14目、総務費秘書費の部分でございます。「浜名湖キューバヘミングウェイカップ2020」ということで、いわゆるトロリングの大会を予定すると。静岡県の漁業調整規則では、遠州灘におけるトロリングは原則禁止となっております。これまで行われてきたこのような大会は、条例のすき間で特異的に漁業調整委員会が認めるという付記事項を利用して開催されてきたわけなんです。これだけ大きな大会、国際的な大会となりますと、その辺のバックグラウンドの整備というのはどういう予定をされてるのでしょうか。先ほど県のほうも主催の一角に加わるというお話でしたので、当然、検証はされてるとは思うんですけども、念のため確認

をさせていただきます。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。登壇してお願いします。

〔市民経済部長 長田尚史登壇〕

○市民経済部長（長田尚史） お答えいたします。

御質問にあった漁業調整ルールの中でということでしたが、先ほどの質問でもお答えしましたが、実行委員会の中に県のほうも支援するということ聞いております。その中では県の経済産業部の水産資源課ですか、水産資源のほうの担当、今議員がおっしゃられました漁業調整ルールとか、そちらのほうも管轄するところですが、そちらのほうも入って実施されるというふうに聞いております。また、関係団体であります浜名漁業協同組合さんのほうも参画するという話になっておりますので、その中で今言われたような漁業調整ルールの判断とか、もし必要であれば改正とか、そういう部分は調整されるのかなというふうに考えてます。

また、やはりこちらの地元で開催されるので、そのままキューバで行われているルールをこちらに持ってくるということではなくて、やはり現状に合わせた中でその辺のルールが調整されるということで話し合われてるということで聞き及んでおりますので、その辺の調整は進められるのではないかとこのように現在のところ考えております。以上です。

○議長（二橋益良） 豊田一仁君、よろしいですか。

○12番（豊田一仁） この県の規則に関しましては、正当性についてさまざま議論されてる部分も過去にはございました。特にさっきの答弁の中で出てました継続性をもってということを考えますと、根本的な見直しなんかも必要になるのではないだろうか。特に市という地方自治体が関与してということになりますと、その辺に関する整備のところもやはり主張していただくべきではないかなと思います。間違いない形で進めていただけるようお願いしたいと思います。以上で終わります。

○議長（二橋益良） 以上で、12番 豊田一仁君の質疑を終わります。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第113号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手多数であります。したがって議案第113号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第8 議案第114号 平成30年度湖西市公共下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに5番 楠 浩幸君の発言を許します。5番 楠 浩幸君。

〔5番 楠 浩幸登壇〕

○5番（楠 浩幸） 5番 楠 浩幸でございます。議案第114号です。下水道事業の補正予算についてお伺いをしたいと思います。

3点ほど通告をしてございますので、まず1点目、時間外手当の不足ということなんですけれども、不足の要因をまず伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（二橋益良） 環境部長。登壇してお願いします。

〔環境部長 相澤義之登壇〕

○環境部長（相澤義之） お答えいたします。

時間外手当が不足した要因でございますが、企業会計移行の初年度で、まず、なれない会計方式に加えまして事業量が増加したこと、下水道使用料の改定作業の業務に伴う懇話会の開催、また人事異動により職員が1名減員になったことから、工事を担当

する職員の業務量が増加したことに加えまして、鉄道をまたぐ難易度の高い工事の発注、及びJR東海、天浜線など関係機関との協議に時間を要したことが主な要因でございます。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 幾つか要因があるということなんですけれども、企業会計の移行については昨年度も補正があつて、人員の追加もされてるというふうに認識をしておりますし、既に今年度の年度計画の予算の中には織り込み済みというふうに認識をしていたんですけどもね。懇話会についても3回の実績があつて、これも残業時間というか、定時内で、日中3回とも行われていて、時間外の勤務ではないというふうには認識をしておりますし、最後の難易度が高い工事、これもやはり年計、新しく事業を始めるといふよりも過去の経験等々も有する中で、とりわけ一番これ、時間にして何時間ぐらいのこれ追加になってるんですかね。

○議長（二橋益良） 環境部長。

○環境部長（相澤義之） 今回の補正に関しましては、トータルということなんですけど、812時間の補正をお願いしているところでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 812時間って随分な時間超過だと思うんですけども、これ、残業時間が超過し始めたのは、年度計画は残業時間の管理をされてるかと思うんですけども、外れたのはいつごろ外れてきたんですか。

○議長（二橋益良） 環境部長。

○環境部長（相澤義之） お答えいたします。

やはり年度当初に、企業会計に関しましては、移行したときには予定の開始貸借対照表というもので企業会計を開始したわけなんですけど、年度明けて、未収金ですとか、未払い金とかの確定がしますもので、それに合わせて今回償却資産等の見直しをいたしました。その中で4月から6月ぐらいまでは時間数、残業の時間外の時間数もふえてきておりますので、その6月ぐらいから不足ぎみということになってきております。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番(楠 浩幸) 会計が移行してきて、4、5、6月が繁忙だったということで、6月以降は改善がされてきているということによろしいですか。

○議長(二橋益良) 環境部長。

○環境部長(相澤義之) 6月までに決算ですとか、いろいろな書類を作成しております、それ以降は徐々に減ってきておりますが、先ほど懇話会の3回開催というところなんです、懇話会自体は通常の日中の時間で開催はしております。ただ、その資料を作成するのに時間のほうを要しておるところです。以上です。

○議長(二橋益良) 楠 浩幸君。

○5番(楠 浩幸) 懇話会の議事録も見させていただいて、A4で1回当たり3ページですか、そんなに何百時間もかかるようなものではないというふうに思うんですけどもね。何かおっしゃることがちょっとかみ合わないんですけど、大丈夫ですか。

○議長(二橋益良) 環境部長。

○環境部長(相澤義之) 懇話会を開催するに当たりまして、どうしても資料のほうを作成するわけなんです、その作成に時間を要したというところもごさいます。以上です。

○議長(二橋益良) 楠 浩幸君。

○5番(楠 浩幸) この懇話会については、当初の年間の計画には入っていたのか、入ってないのかというのを伺います。

○議長(二橋益良) 環境部長。

○環境部長(相澤義之) 懇話会の開催につきましては、今年度の予定にありましたが、当初は2回ということで考えておったんですが、1回ふえて3回の開催となりました。以上です。

○議長(二橋益良) 楠 浩幸君。

○5番(楠 浩幸) 年度の計画には入っていたんだけれども、1回多かったというようなことですね。

6月以降は残業時間も年間計画どおりにほぼほぼトレースしているということによろしいですか。

○議長(二橋益良) 環境部長。

○環境部長(相澤義之) 今の会計事務ですとか、懇話会の業務につきましては、それ以降につきましては、年間計画といいますか、徐々に時間外勤務

の時間は減少しております。

○議長(二橋益良) 楠 浩幸君。

○5番(楠 浩幸) ホームページ見てみますと、設計の違算のようなものが10月ぐらいに、何月でしたか、10月17日でしたか、こういったものも発生していたりするわけなんですけども、こういったこともやはり残業超過の要因にもなっていたりするんですかね。

○議長(二橋益良) 環境部長。

○環境部長(相澤義之) お答えします。

今議員おっしゃったとおり、1件の入札でちょっとまた違算のほうが見つかりまして、今回は契約に至る前に落札決定の取り消しを余儀なくされたということで、それに伴いまして設計書の作成のし直しとか、そういったことも時間外超過の要因にはなっております。以上です。

○議長(二橋益良) 楠 浩幸君。

○5番(楠 浩幸) 仕事のクオリティーですとか、あと時間超過につながるような要因が幾つかあったわけなんですけれども、環境部長として、先ほどの違算も、積算ですとか、そういったところの仕事のクオリティーの向上ですとか、あと残業を抑制するための生産性向上に向けたようなディレクションはどのようなことをとられてたんですかね、部長として。

○議長(二橋益良) 環境部長。

○環境部長(相澤義之) お答えいたします。

違算につきましては、やはりあってはならないものだと感じておりますので、設計、担当者が設計したものにつきまして、チェックですね、その強化をしなければならないと思っております。

あと、済みません、もう一つは何でしたか。

○議長(二橋益良) 楠 浩幸君。

○5番(楠 浩幸) 残業が超過されてるといことなので、仕事の効率、生産性を上げるためのディレクションをどのように図られたのかということをお願いいたします。

○議長(二橋益良) 環境部長。

○環境部長(相澤義之) お答えいたします。

業務が担当によって偏ったりするということ、そ

うということがないように、課内であったり、係内であったり、協力してなるべく効率的に事務といたしますか、事業のほうをやっていかなければいけないと思ってます。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 課内のことですので、課長のマネジメントの範疇だと思うんですけど、部長としてどのようにやられたのかを、ディレクターとして伺ってたんですけど、どうでしょう。

○議長（二橋益良） 環境部長。

○環境部長（相澤義之） 今申しましたようなことを、週1回の部内会議というものもごございますので、そのときに各課長に事務の効率化については指示しております。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） よろしくお願ひしたいと思います。

2つ目の質問に移りたいと思います。

時間外超過なんですけれども、対象となる方は何人になりますか。

○議長（二橋益良） 環境部長。

○環境部長（相澤義之） 現在、下水道課につきましては11人の職員で業務を行っております。そのうち、時間外勤務の対象となる職員については、管理職を除く9名でございます。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 係長以下級の職員さん9人全員ということでよろしいですか。

○議長（二橋益良） 環境部長。

○環境部長（相澤義之） そのとおりでございます。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） この方たちは、三六協定の対象になる方ですか、どうですか。

○議長（二橋益良） 環境部長。

○環境部長（相澤義之） 9名は三六協定の対象でございます。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） わかりました。

それでは3つ目の質問に移りたいと思います。

時間外労働時間ですけど、最も多い職員の、先月

までで結構ですので、年間の残業時間は何時間か教えていただきたいと思います。

○議長（二橋益良） 環境部長。

○環境部長（相澤義之） 最も多い職員の時間外勤務の総時間数ですが、ちょっと10月末の数字、ちょっとお待ちください。

○議長（二橋益良） 環境部長。

○環境部長（相澤義之） 失礼しました。

11月末現在で、358時間でございます。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 時間外が結構な時間で、恐らく三六協定で協定書を結んでる時間が年間360時間なので、恐らく今月中に超過をされるのかなというふうに予測がされるんですけども、時間外勤務の管理はどのように行われてるんですか。

○議長（二橋益良） 環境部長。

○環境部長（相澤義之） 職員の時間外勤務につきましては、時間外勤務の命令書によりまず行っております。職員個々の勤務時間数も、時間外をやった次の日にデータで管理をしておるとともに、月ごとに把握しておるところでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 命令書というのはどのタイミングで発行されるんですか。

○議長（二橋益良） 環境部長。

○環境部長（相澤義之） 時間外やる前日とか、当日、命令書のほうを出しております。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 毎日残業を行うようであれば、毎日命令書を発行されるということですか。

○議長（二橋益良） 環境部長。

○環境部長（相澤義之） 実際のところは毎日というよりも、ある程度は業務の進行状況によりまして、1週間ですとか2週間ぐらいで発行はしておりますが、所管の課長のほうで時間外をやる・やらないというところは把握をさせていただいてるところです。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 命令書を出すタイミングというのは、事前なのか、事後なのかはどうですか。

○議長（二橋益良） 環境部長。

○環境部長（相澤義之） 命令書につきましては、事前に課長のところには出ております。ただ私のところで確認をする作業というところで、事後になってしまっているという状況でございます。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 事前ということは、1週間まとめて、来週これくらい残業見込みあるのでよろしく頼むねというような命令書が発行されるわけですか。

○議長（二橋益良） 環境部長。

○環境部長（相澤義之） 業務によりましては、まとめて発行するという、ある程度いつまでに仕上げたいからちょっと時間数が平常では足りないということで、まとめて時間外命令を出すものもございません。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 今、部長は命令書を出すものがあるというふうにおっしゃられたんですけども、命令書を発行するのはどなたでしたっけ。

○議長（二橋益良） 環境部長。

○環境部長（相澤義之） お答えします。

命令書を発行するのは課長でございます。ものというのは、業務の例えば設計書の作成するのに時間を要する、ある程度時間を要するというもの、のものということでお答えさせていただきました。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 最終の承認は部長でよろしかったですか。

○議長（二橋益良） 環境部長。

○環境部長（相澤義之） 部長でございます。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 部長が毎月管理をしているということでよろしいですか、承認。

○議長（二橋益良） 環境部長。

○環境部長（相澤義之） 私が管理しております。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） ちょっとさかのぼるんですけども、先ほど一番残業の多い方が358時間ということは、月40時間を超える方もいらっしたかと思

うんですけども、そういった40時間を超えるときの取り扱いはどうなってますか。

○議長（二橋益良） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） 総務部長のほうからお答えをさせていただきます。

これは下水道課だけではなく、市全体という中で時間外、先ほどの命令の仕方もちよっと曖昧なところがあったものですから、もう一度お答えさせていただきますが、もう予定をされてる業務、うちの税務課でいいますと、毎週夜間催告だとか納税相談とかで、もう予定されてるもの等がある場合には、早ければ早いうち、場合によっては1カ月前に、今月はこの日にこれだけの職員が何時までやりますよというのを事前申請を課長のほうに上げて、課長がそれを認めて、それを今度は部長のほうに持って行って、部長が最終確認をします。ただ、中には国・県等の報告書等がきょうじゅうに出せとか、あすじゅうに出せというものもあります。そういう場合には、その日の夕方、とても5時15分までに終わらないとわかった時点で、課長のほうに担当職員から申請を上げていただいて、それを課長が承認するという中で、部長のほうに回るのが翌日以降になってしまう場合があるという形で申請を行っております。ただ、今言うように、命令につきましては各課長、管理者が命令を出して、部長が承認をしているという形になります。

それで今、三六協定のほうの話になりました。三六協定、全般的に公務員の場合には三六協定は該当はしないとなっております。ただ、除外の中に、水道だとか、こちらでいいますと廃棄物対策課だとか、あと幼稚園の先生、保育関係、ある程度現業に準ずるような職種のところには、協定を結びなさいよというものがあります。ということで、市といたしましては職員組合の執行委員長と市長とが命令を出しますよという形で協定を結ばせてもらっております。そういう中で、下水道の職場はそういうものに該当するものですから、協定を結んでという形になります。

今議員がおっしゃるように、三六協定、年間360時間、月に40時間、1日ですと6時間ですか、を超

えてはいけないというか、超えないようにというための、そこまでは時間外命令出せますよという形のもので、実際にはそれを超えてしまってる職員がいます。そういう中で、こちらが一番何を懸念するのかなといったら、やはり職員の健康状態でありますので、ある程度の、今これは下水道課だけではなく全体なんです、職場に出しているのは、毎月、部長、朝の部長連絡会というものがございます。その中で全職場に対して、今月ある程度の時間をした者を各部長にお渡ししております。お宅の部では今月たくさんの方、やってる方ですね、時間を多くやられてる方はこれだけありますよという形で報告をさせてもらってますので、それを部長は見て、担当の課長のほうに部内会議で指示をします。ある程度やはり、少ない面はいいんですけど、どうしても多い時間、40時間を超えてしまうようなところには、各課長は面接をなさいと、職員と、いう指示を出しております。その面接というのは、健康状態どうなのか、そして今後の今やってる仕事がどれだけ続くのかというのを聞き取りながら、課長のほうでとても一人でやれないなと思えば、課内で応援を出すし、課内で応援ができない場合には、今度は部長のほうに相談して、部内応援というのも考えられると思います。そして、職員に対しては、それだけやったんだから、今度は年休取って少しは休みなさいというような指示を含めた面接を行わせていただいております。というのが現状であります。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） そういったディレクションをやっただけでというふうには認識を、部長さんのほうでね、しております。先ほど環境部長もおっしゃられたところですけども、実際に360時間を超えそうな方も何人かいらっしゃるんですけども、労働組合と協定書を結ばれてるんですけども、労働組合の承認事項とかそういうふうなルールはないんですかね。

○議長（二橋益良） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） 承認事項と。当然、委員長と結びまして、お互いに写しは持ち合っておりますので、各職場にもこういう形で三六協定を結んで

ますよという写しのものお渡ししておりますので、承認をしてると思っておりますが、そういう意味ではなくてですか。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） せつかく月40時間ですとか年間360時間という閾値を設けているので、そこを超えるよとかということを労働組合と取り決めはしてあるのは承知してるんですけども、そこを労働組合がコントロールするとか、そういうことは途中ではないということですね。

○議長（二橋益良） 総務部長。

○総務部長（山本一敏） 現状ではありません。年度当初に結んだ形のものでそのまま1年間を過ぎてしまってるというのが現状であります。以上です。

○議長（二橋益良） 楠 浩幸君。

○5番（楠 浩幸） 論点がちょっとずれてきましたのでちょっと戻しますけれども、年間720時間を超えないよというのが大前提だと思いますけれども、総務部長がおっしゃられたように、やはり心配なのは職員さんへの負荷なんですね。私どもの経験上も、やはり職場の負荷が高くなると、やはりエラーが発生しやすくなるんですね。先ほどもありましたような設計違算のようなエラーが出た。これも明らかに残業超過でそれからエラー、ミスが発生してるということは、次に出てくるのが大体、経験則ですよ、交通事故だったり、あとメンタルの疾患だったり、一番最悪なのは職場災害だったりするわけなんですね。それを防止するために三六協定があって労働組合がコントロールしてるはずなんですけれども、そこはちょっと余りできてないようなことだったので、しっかり職場で課長さんなり、部長さんなりがマネジメント、ディレクションをお願いしたいと思います。では、これで終わります。

○議長（二橋益良） 以上で、5番 楠 浩幸君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項

の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第114号について採決いたします。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手多数であります。したがって議案第114号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は2時10分といたします。

午後1時57分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（二橋益良） それでは休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第9 議案第115号 平成30年度湖西市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。本件に対する質疑の通告はありません。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第115号について採決いたします。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手多数であります。したがって議案第115号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 日程第10 議案第116号 平成30年度湖西市病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。初めに16番 中村博行君の発言を許します。16番 中村博行君。

〔16番 中村博行登壇〕

○16番（中村博行） 16番 中村博行です。通告に従って質疑をさせていただきます。

まず最初、企業会計の全部適用と認識しているが、人事院勧告を適用とする根拠は何ですか。お願いします。

○議長（二橋益良） 病院事務長。登壇してお願いします。

〔病院事務長 松本和彦登壇〕

○病院事務長（松本和彦） お答えいたします。

病院職員は、地方公営企業法に基づく企業職員でありますとともに、湖西市の職員でもあり、地方公務員であります。

病院の事務職員と看護補助者、看護師については、市の給料表を適用し、医師や技師等に関しましては国の給料表に準拠しております。

今回、市で人事院勧告を適用することになっておりますので、病院側で適用しないと、市の職員との差が生じ、病院職員の不利益となるとともに、医師等につきましては国の給料表からも乖離してしまうこととなります。

これらのことから、市と同じように人事院勧告を実施しないと、人材確保が厳しくなることや、職員の離職の一因になることなどが考えられます。給与等を上げる人事院勧告が出されたときには、市役所と調整し、市と同様の手続をすることにしております。

なお、県内の他の公立病院におきましても、人事院勧告は実施するというのを聞いております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 中村博行君。

○16番（中村博行） 御答弁ありがとうございます。

確かに市の職員であって地方公務員であるということには間違いないと思いますが、私は、ほかにも企業会計でやってる部分があるもんですから、そうすると競艇企業なんかと同じように市の関係で事業をやってる以上はそこも一緒かというふうに思いますが、そのほかにもあと下水道、水道もありますけど、これは市に近い関係があって、多分一緒になっているというふうには思うんですが、競艇企業については、議会までもって、それぞれ別の、市とは違う企業体系をもってやってるということでありますので、私は別に従わなくてもいいというふうに思いますが、それで去年も同じような質問をたしかして思うんですが、その内容を今見ておりますが、私が疑問に思う点はなぜかという、やはり企業法の全部適用とこの人事院勧告に基づくものがどうも合わない。企業法に合ったような給与体系を持って来ればいいんだけど、どう見ても企業会計でありながら、市の給与規定をならってるというところにひとつ問題があるんじゃないかと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（二橋益良） 病院事務長。

○病院事務長（松本和彦） 病院職員の給与を決めるときに、国家公務員の給与や地方公務員の給与を参考にしなさいというような規定がございますので、病院におきましても市の給与と同じような体系でやらせていただいております。以上です。

○議長（二橋益良） 中村博行君。

○16番（中村博行） これは一般質問になってはいかんもんですから、そういう独自の企業会計に合ったような給与体系にするつもりはあるか、ないかということだけでお聞きしたいと思います。どうですか、その辺は。

○議長（二橋益良） 病院事務長。

○病院事務長（松本和彦） 現在、先ほども言いましたとおり、市の給料表を使わせていただいているということがございますので、市の給料表を使うということで、独自の給料表を使う予定はございません。以上です。

○議長（二橋益良） 中村博行君。

○16番（中村博行） 了解しました。

2番目に行きます。2番目は、財源はどのように考えておられますか。

○議長（二橋益良） 病院事務長。

○病院事務長（松本和彦） お答えいたします。

財源につきましては、病院事業収益のうち、一般財源を今回の補正の財源にすることを想定しております。この一般財源の中には、一般会計からの繰入金も含まれております。

病院といたしましては、繰入金につきましては引き続き削減していく努力をしていかなければならないものと認識しております。以上です。

○議長（二橋益良） 中村博行君。

○16番（中村博行） 一般財源、一般財源と言われても、その一般財源というのはどういうものを一般財源に言われるのか、その一般財源の規定をちょっと教えてください。

○議長（二橋益良） 病院事務長。

○病院事務長（松本和彦） お答えいたします。

特定財源と違いまして、目的が決まってない収益になります。例えば入院収益とか外来収益などが該当してきます。以上です。

○議長（二橋益良） 中村博行君。

○16番（中村博行） では、市からの繰出金はその一般財源には入らないんですか。

○議長（二橋益良） 病院事務長。

○病院事務長（松本和彦） お答えいたします。

市からの繰入金のうち、営業助成につきましては一般財源となりますので、人件費に限らず、必要な経費として充当させていただいております。以上です。

○議長（二橋益良） 中村博行君。

○16番（中村博行） そういうものが一般財源だということわかりました。

それでは3番目に入ります。

当初予算では赤字だが、さらに赤字の増加につながらないか、お聞かせください。

○議長（二橋益良） 病院事務長。

○病院事務長（松本和彦） お答えいたします。

現在、決算ベースでの黒字を目指し、病院運営を

進めているところでございます。病院の経営状況の予測は大変難しいですが、私どもは黒字となるよう、引き続き努力をしまいたいと考えております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 中村博行君。

○16番（中村博行） いろいろ今新しい管理者が来て、白内障の手術とか、いろいろ医者への招聘とか、我々の質問に対しても前と違って、いろいろ適切に答えておられますので、なおさら頑張ってもらって、病院の体質を早期に変えるようにひとつお願いしたいと思います。以上で終わります。

○議長（二橋益良） 以上で、16番 中村博行君の質疑を終わります。

通告された質疑は以上です。ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論発言通告書が提出されております。初めに反対討論、2番 菅沼 淳君の発言を許します。2番 菅沼 淳君。

〔2番 菅沼 淳登壇〕

○2番（菅沼 淳） 2番 菅沼 淳でございます。

本議案の反対につきましては、勧告に伴う措置とはいえ、損失計上を続ける経営において、給与の引き上げをするなど、到底考えられることではありません。自滅するおつもりでしょうか。例年、多額の営業助成の名のもとに繰り出しを負担する納税者は、お人よしのスポンサーでしょうか。また現在、病院経営は新管理者のもと、改革・改善の途上にあります。その途上において、改革以前に待遇を優先する。このような行政主導の制度こそが経営を圧迫し、改革・改善に立ちふさがる大きな壁となっているのではないのでしょうか。改革は、机上の空論でしょうか。したがって、チェック機関の構成員として、ま

た、一刻も早い、いわゆる営業助成の削減・解消を望む者として、本議案は安易で無謀な議案であると断じ、反対をするものであります。以上です。

○議長（二橋益良） ただいまの討論は反対討論でした。次に賛成討論、6番 佐原佳美さんの発言を許します。6番 佐原佳美さん。

〔6番 佐原佳美登壇〕

○6番（佐原佳美） 6番 佐原佳美でございます。私は、議案第116号 平成30年度湖西市病院事業会計補正予算（第1号）について、賛成の討論をさせていただきます。

今回補正する主な内容は、人事院勧告に伴う病院職員の人件費であるという説明でした。病院職員は、地方公営企業法に基づく企業職員であります。湖西市の職員でもあり、市と病院間の異動もあるため、給与等は市職員と同等に支給すべきと考えます。この補正による人件費増額をモチベーションに、病院全職員が一丸となって、スピード感を持ち、積極的に経営改善に努めることと、地域包括ケア病室新設に必要なスタッフの採用により影響となることを信じて、私は議案第116号 平成30年度湖西市病院事業会計補正予算（第1号）について、原案どおり賛成するものであります。

○議長（二橋益良） ただいまの討論は賛成討論でした。ほかに討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第116号について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手多数であります。したがって議案第116号は原案のとおり可決されました。

○議長（二橋益良） 以上で本日の日程は終了いたしました。

それでは、これにて会議を閉じ、平成30年12月湖西市議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

午後2時25分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 二 橋 益 良

署名議員 福 永 桂 子

署名議員 菅 沼 淳